

金沢市における地域コミュニティの活性化の推進に関する条例施行規則制定（案）の概要

1 制定の理由・内容

集合住宅（※ マンション、アパート、寄宿舍、長屋等をいいます。）では、集合住宅の住民同士や集合住宅の住民と地域とのつながりを自発的に形成しにくいと考えられます。

このため、平成28年度金沢市議会3月定例会に上程した「金沢市における地域コミュニティの活性化の推進に関する条例（以下「地域コミュニティ活性化条例」といいます。）」において、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成に向け、一定規模以上の集合住宅については、建築段階から、その建築主に対し、集合住宅の住民、既存の町会その他の地域団体又は市との間の連絡に当たる担当者の届出を行っていただく制度を規定することとしています。

本規則は、この届出の対象となる集合住宅の規模を規定するものです。

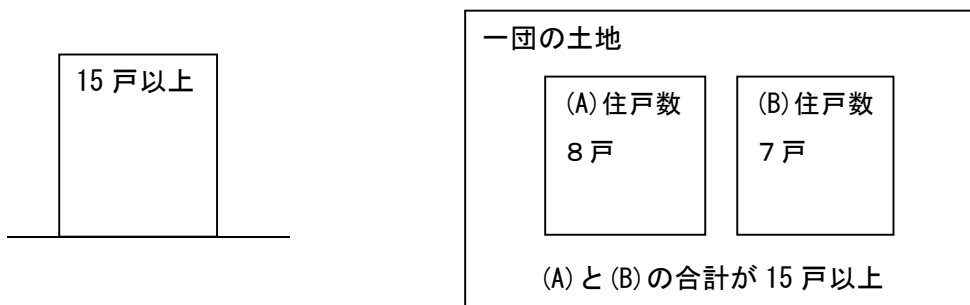
なお、この制度は、現行の「集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する条例（平成20年条例第2号。以下「集合住宅条例」といいます。）」において既に設けている制度ですが、地域コミュニティ活性化条例において改めて規定を整備することとし、集合住宅条例及び規則は廃止することとしています。

そのほか、地域コミュニティ活性化推進審議会の会議等について規定することを予定しています。

2 届出の対象となる集合住宅について

新たに建築する次の①又は②に該当する集合住宅

- ①住戸数が15戸以上
- ②一団の土地の区域その他これに準ずる区域内に建築される複数の集合住宅のそれぞれの住戸数の合計が15戸以上



3 届出の内容について

①集合住宅の概要

（名称、所在地、棟数、総住戸数、階数、区分、入居対象者、完成予定日、入居予定日）

②建築、販売、賃貸・管理の各段階における連絡担当者

（事業者名、住所、担当者名、連絡先）

4 施行期日 条例について議会の議決を経た上で、平成29年4月1日を予定しています。